

台東区長

服部 征夫殿

令和6年度におけた

政策要望

令和5年11月

つなぐプロジェクト

つなぐプロジェクト 政策要望

I.行政経営の推進

(1) 物価高騰への対応について

ウクライナ問題を契機とした、昨今の原油価格の高騰や農産物の供給不足、そして円安の影響で、時価の商品ばかりでなく定価の商品の値上がりが続いている。物価高騰の状況を注視し、インフレ率に対応した事業への予算措置への対応や、セーフティーネットのための事業充実、更なる中小企業対策の実施、物価上昇に対応した助成事業の制度変更など。物価高騰にしっかりと対応した予算を編成すること。

特に、国や都などが報酬を決めている高齢・介護・保育などの施設については、事業者には過度な負担が生じないよう対応を実施すること。

また、学校や福祉施設などの食についても、食料のインフレ率を考慮するなど質の低下につながらない予算を確保すること。

(2) ポストコロナの区政運営について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、ビジネスや働き方、住む場所や欲しいもの、時間の使い方など個人の価値観に変化をもたらし、社会的な大変革が起こりつつある。区の人口推計や行政に求められるプライオリティーも変化していく可能性が高い。

- ・個人の価値観の変化などを的確にとらえ、区政にしっかりと反映していくこと。
- ・今後財政状況が大変厳しくなっていくことになっても、区民サービスの向上や中長期的にトータルコストの縮減を図っていけるような事業(区有施設のリノベーションなど)や、ポストコロナ対策において国や都の対応で抜け落ちてしまっている部分をフォローできるような対策など、しっかりと実施していくこと。

(3) DX「Digital Transformation(デジタルトランスフォーメーション)」の推進

1 ICTなどを活用した行政の効率化の推進

- ・全事務事業を対象にBPRを実施し、業務の効率化を強力に推進すること。
- ・AIやRPAの利活用を引き続き拡充していくこと。
- ・保育園の入園手続きやこどもクラブの申請、子ども家庭支援センターや児童館のイベントの申し込みなど、子育て関係の電子申請を使いやすい形で早急に拡充すること
- ・利便性や収納率向上のため、WEBから口座登録に係る一連の手続きをすることが可能となる「WEB口座振替受付サービス」やSMSを活用した催告などを導入すること。
- ・行政だけでなく社会的にもデジタル化が猛烈な勢いで進んでいる。アウトリーチ型のデジタル相談員を実施しているが、各所管においても、デジタルディバイド対応を推進すること。
- ・外郭団体などに委託している区の事業においても、ICT化を推進すること。

2 「地域や区民の課題解決」に向けたDX(データの利活用や情報連携)の推進

- ・社会が多様化していく中で、複層的な課題や多様なニーズに対応したサービスを検討するためには、行政が縦割りでの対応ではなく、一体となって検討することが重要。各所管が保有しているデータ、今後保有できるデータ、必要とするデータなどを、分野横断的に情報連携しておくこと

は重要であり、それらのデータをどのように活用していくか、組織の垣根を越えて検討を行うことが求められている。データ活用・情報連携を推進していくための体制整備や研修を充実すること。

- ・協働の推進などの二次利用を促進するため、オープンデータのデータ数の充実や、アイデアソンの開催など取り組みを更に推進すること。
- ・ICT を活用し市民がレポートすることで、市民と行政、市民と市民の間で、地域での困った課題(道路が傷んでいるなど)を共有し、合理的、効率的に解決する取り組みを検討すること。
- ・子ども・若者総合支援施設である(仮称)北上野 2 丁目福祉施設の整備において、子育て世帯に係る関係部署間での迅速な情報共有や支援体制の強化は必須である。子どもや子育て世帯支援充実のためのシステム連携の推進に向けた検討を早急を実施すること。

(4) 区有施設の有効活用

- ・制度変更や時代推移により行政に求められる施設は変化しており、限られた区有施設を、より行政需要に合った有効的な施設へと転換していかざるを得ない。区有施設の適正化に向けた取り組みを推進していくこと。
- ・集会施設をより有効に活用するため、区民館・社会教育施設・老人福祉施設の機能を複合化し、その管理の一元化を図るなど、集会スペースの有効活用、利用者の利便性向上を推進すること。

(5) 台東区のブランド力向上

- ・戦略的な広報実現において、来街者対応だけでなく、定住促進にもしっかりと寄与し、施策の効果を最大限発揮できるような情報発信を行っていくため、全庁的に広報アドバイザーの活用を進め情報発信の充実を進めること。

(6) 協働の推進

- ・今後の行政運営における手法として、協働事業の活用は有益な一つの手法となりえる。協働事業の更なる推進に向けて、行政側の意識改革や、中間支援組織の優秀な人材の確保、利用しやすい立地、補助金指針の見直し、庁内における組織改正を含めたバックアップ体制づくりなど、体制整備の推進を図ること。

(7) 窓口サービスの向上

- ・ライフイベントに係る窓口対応を、1階へ一元配置すること。
- ・転入時や出産時など、いくつかの窓口を利用する際に、連携してスムーズに手続きが行えるようなシステムを構築すること。
- ・窓口の混雑緩和に向けて、コンビニ交付の取得可能な証明書を拡充すること。

(8) SDGsを踏まえた行政運営の実施

- ・環境や人権等の 17 のゴールを踏まえた行政運営を実施すること。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響でさらに顕在化したジェンダーギャップの解消について全庁をあげて取り組み、解消へと推進させること。

(9) 多文化共生の推進

- ・外国籍の方の日本語教育を充実すること。また、行政・教育機関における「やさしい日本語」の更なる推進を行うこと。
- ・幼稚園や保育園など就学前施設に AI 通訳機器等の設置をすること。

(10) 本庁舎の整備計画の推進

- ・現在の本庁舎は、竣工後 48 年が経過。本庁舎に求められる機能が大きく変化している。改築も含めた本庁舎の在り方について、具体的な検討を進めること。

II. まちづくり政策

1. 災害対策

(1) 災害に強いまちづくりの推進

- ・都市間の災害時応援協定の促進に努めること。(台東区の姉妹・友好都市は、地域に偏在があり、十分な体制が確保されているとはいえない。近隣都市(都下)や東海、関越地域などの市区町村と、災害に特化した「都市間災害時応援協定」を締結すること)
- ・災害状況やリスク状況など、「わかりやすい情報発信」の検討を行うこと。
- ・震災後速やかに応急危険度判定を実施できるよう、応急危険度判定員の拡充のための積極的な働きかけを強化するとともに、判定員との平時からの連携強化など、実効性のある備えを構築すること。
- ・ゲリラ豪雨対策として、止水版の設置を推進すること。

(2) 避難所運営の向上

- ・水害時、垂直避難をした場合の様々な生活上のリスクを、正確にしっかりと伝達していくこと。区外への避難施設の確保を国や都へ働きかけていくこと。
- ・福祉避難所の指定施設の更なる充実と、福祉避難所マニュアルの整備を促進すること。
- ・地域における災害対応力を一層強化するため、地域・学校・区の三者が連携し、平日日中の発災を想定した避難所開設訓練を実施すること。
- ・子育て世帯向けの防災に関する啓発事業を、内容を含め充実すること。
- ・乳児の災害対策を充実させること。(保育園へのローリングストックとしての液体ミルクや専用ガスコンロの備蓄、乳児用ベッド、夜用おむつなど)
- ・感染症の影響で、在宅避難をせざるを得ない方も増加する可能性が高い。避難所運営の中で、在宅避難者への対応ルールを定めるとともに、在宅避難者への支援体制を充実すること。
- ・学校の体育館に災害時にも有効活用できる無線 LAN 環境の整備を実施すること。

(3) 帰宅困難者対策の充実

- ・増加する来街者への対応として、一時滞在候補施設の確保を更に推進すること。

2. 環境

(1) 再生可能エネルギーの積極展開によるスマートエネルギーの推進

- ・2050年のゼロカーボンシティの実現を目指すための脱炭素社会に向けて、区も環境基本条例を作成して、計画も一年前倒して改定する。スタートダッシュは重要。家庭や企業における省エネ機器、再生可能エネルギー機器の導入を促すよう、助成事業を拡充すること。
- ・ペットボトルの削減に向けて、マイボトル運動を推進するため、区民館や出張所などの区有施設へ給水スタンドを設置すること。

(2) 区有施設の創エネの推進

- ・再生可能エネルギー機器における技術革新の情報を注視し、区有施設へ積極的に導入すること。

(3) 自転車対策の向上

- ・子ども乗せ電動自転車など多様な自転車の利用者が増えている。現状に即した駐輪場への整備を推進すること。

3. 都市整備

- ・リノベーションまちづくりを推進すること。
- ・地域主体のまちづくりを推進すること。
- ・まちづくりや商店街に係わる総合的な条例の制定や、駐車場附置義務に対し商店街に応じて近隣での駐車場設置を許可するなどの緩和を実施し、街並みを守るよう努めること。
- ・街のさらなる機能性や居住性の向上、安心・安全で魅力ある街づくりなどを実現するため、地域によっては、高度利用により有効的な土地活用を行うべき。それぞれの地域の実情に合った再開発の促進に努めること。
- ・地域交通の大幅な低炭素化や、ラストワンマイルの確保、観光振興、中心市街地の活性化など、地域が抱える様々な交通課題の解決に向けて、グリーンスローモビリティの本格運用に努めること。

4. 住宅

- ・空き家対策として、「新たな空き家を生まない」という視点で対策を講じていく事業スキームの検討を行うこと。
- ・子育て世帯のニーズに合った広さなどの住まいの充実をはかること。

III 文化・伝統を活かした賑わい政策

1. 産業

- ・女性の復職支援／プチ創業を含む創業支援を充実させること。
- ・区内在住者が近くの勤務先に勤められるような職住近接を推進すること。
- ・新たな活力をもたらす、IT関連など新規産業の企業誘致を推進すること。また、創業支援の拠点施設を整備すること。

- ・ポストコロナに向けて、キャッシュレスやオンラインショップなどを推進していくため、専門コーディネーターなどに ICT 活用を得意とした人材を配置するなど、アウトリーチを充実すること。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、事業転換や多角化による事業など、新たなビジネスにチャレンジする区内中小企業の支援を充実すること。
- ・産業振興事業団と連携し、個別店舗の支援に力を入れた商店街振興事業を充実すること。
- ・独立・開業支援のためのチャレンジショップ事業を実施すること。

2. 観光

(1) ユニバーサルデザイン施策の推進

- ・国際文化観光都市として、障害者や高齢者、子育て中の方々も安心して台東区へお越しいただける環境を整備していくユニバーサルデザイン施策の更なる推進を図ること。
- ・既存のバリアフリー整備をより有効に活用するためのソフト面での対策を充実すること。
- ・オープンデータ化を含め民間の活用などで、ルート検索機能の提供などデジタル バリアフリーマップの利便性向上に努めること。

3. 文化

(1) 文化・芸術の推進

- ・文化芸術を推進していくことで、区民の生きがいや生活の潤いをもたらし、伝統産業を守り育てていくことにも繋がり、多様な価値観のもとに自分らしい生き方を可能にする視点を区民に提供することになる。

誰にでも共有可能な形で明文化された基本理念をより浸透させ、区政における文化芸術の必要性を再確認し、区内一丸となって台東区における文化行政のあり方をともに考えていくことが重要。条例制定や計画策定などの検討を踏まえ、文化芸術をより一層推進するよう努めていくこと。

また、区民が文化芸術に親しみを持つための情報発信やイベントの展開を実施すること。

- ・幼少期から文化芸術を体験していくことは重要。就学前教育における芸術文化活動を推進する(幼児の体力向上支援のような)事業を創設すること。

(2) 障害者アーツの推進

- ・絵画などの平面作品の分野だけでなく音楽など対象分野を拡充するとともに、障害のある方に限定せず、多種多様な背景の方が参加できる事業として検討すること。

IV 教育・子育て政策

1. 教育

(1) 学校園における環境整備について

- ・小学校によっては、学区内の就学人口の増加や35人学級化などにより、必要な教室の確保が困難となってきた学校もある。学区の見直しを含め、対応を検討すること。
- ・教員の勤務実績の把握ができたので、その改善策を早急に講じ、働き方改革をすすめること。
- ・ICT教育をより有効的に活用するため、体育館に無線LAN環境の整備を実施すること。
- ・就学前教育やコミュニケーションについて、オンラインで実施する園(保育園含む)に対しての支援を実施すること。

(2) 基礎・基本の学力の定着と考える力の育成

- ・小学校低学年時における基礎・基本を身につけられるような対策強化と、考える力を高めるためのカリキュラムをさらに充実させること。
- ・教育レベルの底上げを図るため小学校低学年の学習指導を充実していくこと。

(3) ICT教育の推進

- ・GIGAスクールの推進と学習指導要領の改正にともなって、指導方法の変更やブラッシュアップを実施・徹底すること。
- ・教員の意識改革のための研修の充実や、デジタル教材の有効活用をサポートするためのICT支援員を拡充すること。
- ・パブリックコメントの結果では、ICT機器の不具合や修理の対応の遅さからくる不満が多い。予備機の拡充やAC電源アダプターの追加配備、タブレット端末借り換えの前倒しなど児童生徒が今後ストレスなく学習が出来る環境整備に努めること。

(4) 生涯教育・スポーツの充実

- ・学習機会の提供や、学習後に区民の地域活動をサポートしていくことは、区民の生きがいや、喜びにつながり非常に重要。区民の関心に沿ったきめ細やかなプログラム作りや情報の周知、学習の手助けをするコーディネーターやファシリテーターの設置等、オンラインだけではなく人対人の交流が循環を促進し、区民が地域で活躍できる取り組みを推進すること。
- ・生涯学習センターの改修計画において、作品展示や学習スペースの提供だけではなく、コミュニケーションが生まれる場となる取り組みを推進すること。
- ・ボール遊びのできる施設を拡充すること。
- ・隅田川を活かしたランニング環境の整備を進めること。(隅田川親水テラスにランニングしやすい路面整備や距離表示、ランニングステーションの設置整備など)
- ・出張型の幼児体操教室を拡充すること。
- ・公園や児童遊園において、子どもの発達段階に合わせた遊具を地域ブロックごとに配置するなど、計画的な公園整備を実施すること。
 - ・障害がある子どもでも遊べるような公園(インクルーシブ公園)の整備をすすめること。
 - ・プレイパークを実施すること。

- ・オリンピック競技にもなった3×3やスケボーなどを実施できる場の整備を検討すること。
- ・公園の禁煙化を推進すること。

(5) いじめ対策の強化

- ・ネットの急速な普及もあり、SNS等による「見えないいじめ」が増加傾向にある。その対策として、ICT等を活用した先進的な取組を早期に検討・導入し、いじめ対策の強化に努めること。
- ・匿名での通報窓口をつくるなど正確な実態把握ができるようにすること。

(6) 教育・保育現場のサポート機能の充実

- ・教育現場における課題の複雑化・多様化に対応するため、スクールロイヤーの配置など、サポート機能を充実すること。
- ・私立保育所などへのスクールソーシャルワーカーを配置すること。
- ・公立小中学校における子どもたちの生理の現状について調査をし、実態把握とともに課題解決に取り組むこと。また、小中学校のトイレに生理用品を設置すること。
- ・学校園の先生が子どもと向き合う教育に力を注げるように、学校園においても働き方改革推進のためにも、公務事務に関してBPRをすすめること。
- ・学力推進向上ティーチャーや特別支援教育支援員など、必要な人員が確保できずにいる状況が続いている。新たな対策を検討し現場のサポート機能の充実に努めること。

(7) リスク管理教育の推進

- ・次代を担う子供たちが急速に発展する情報化社会を生き抜いていくために、情報活用に関する判断力や選択能力の育成を推進すること。
- ・オンライン教育を早急にすすめ、在宅でも子どもが一人で情報通信機器を利用する機会が増えることから、メディア・リテラシー教育の更なる充実を行うこと。

(8) こどもまんなか政策

「こどもまんなか」と言えるような台東区の政策づくりを推進するとともに、子どもに関する施策を総合的に推進するため、こども家庭庁を踏まえた新たな組織体制を早急に整備すること。

2.子育て

(1) 子育て世帯の定住促進に向けた全般的な子育て支援の拡充

- ・新型コロナの感染拡大以降、子育て世帯の転出超過が続いている。子育て世帯の転出を止めるためには、全般的な子育て支援の拡充が必要であり、特に「こどものためのサービスの向上」が必要。定住促進のための子育て環境の整備において、ハード面、ソフト面両方から「子どものための施策」を進めていくこと。

(2) 多様なニーズに対応できる保育サービスの拡充

- ・待機児童数は減少傾向にあるが、一方で特に小規模保育所やエリアによっては定員の空きができてきている。全体的なバランスを考えてニーズにあった整備と機能の再構築をすすめること。

- ・3歳児以降の受け入れ先も踏まえた連携園（認可保育所）の仕組みづくりを早々に進めること。
- ・量の拡充とともに、子どもたちの育ちの場である保育園の質の充実についてもしっかりと予算をつけて取り組むこと。
- ・保育の質の確保のために（虐待防止・かつ保育士をまもるため）保育室内へのカメラの設置を検討すること。
- ・区立保育園において、おむつのサブスクの導入検討をすること。
- ・訪問型病児保育の充実含めた、病気の時のサポート体制を充実させること。
- ・区立幼稚園の預かり保育について、長期休業中の補助やお弁当給食費について検討すること。
- ・リフレッシュ等を目的としたベビーシッター利用、利用者の経済的負担軽減に向けて、交付決定の回数を増やすこと。

(3) 要保護児童対策の充実

- ・妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制を行っている保健所と子ども家庭センターの連携強化は必須。保健所の情報システムを強化し、子ども家庭センターの情報システムと連携を図ること。
- ・要保護として通報された家庭へのケアを充実させること。特に精神疾患を持つ親とその子どもへのケアを充実させること。
- ・「今」つらいという保護者に対するサポートを検討すること。
- ・業務量が増大している子ども家庭支援センターの体制を人員確保も含め充実すること。

(4) ひとり親家庭への支援

- ひとり親家庭は、このコロナ禍で非常に大きな負担を強いられている。
- ・養育費をしっかりと受け取れる仕組みを更に検討すること。

(5) 多胎児支事業の充実・改善について

- ・多胎児の保護者向けのベビーシッター利用支援事業やあったかはんどについて、月ごとの申請を可能にすることや、できることを増やすなど利用者にとっての利便性をよくすること。
- ・タクシー代の助成について多摩市のようなスイカを活用するなど使いやすい仕組みに改善すること。

(6) 子ども・若者の居場所づくりの推進

- ・放課後子ども教室の整備や、こどもクラブの増設を早急に進め、就学前児童の安全な居場所づくりを更に推進すること。
- ・不登校について、時代の変化に対応した、あしたば学級のあり方を再検討すること。
- ・ひきこもりや社会から孤立することなく、安心して社会生活をおくるための、いつでも気軽に相談や集うことができる施設整備など、若者の居場所づくりを推進すること。
- ・区民館などの区有施設において「子育て支援環境整備ガイドライン」を踏まえた子連れにやさしい施設にするために既存の施設においてもできることから取り組むこと。

V 健康・福祉政策

1. 健康

(1) がん対策の充実

- ・早期発見につながる、がん検診の充実(精度の高い検査の機会提供)を行うこと。
- (子宮頸がん検査の HPV 検査の併用・肺がんの CT 検診)
- ・男児の HPV ワクチンの補助も実施すること。

(2) メンタルヘルスケアの充実

- ・コロナ禍における行動制限や生活様式の変化は、多くの区民に多大なストレスをもたらしていて、そのストレスが解消されず、日々の生活の中で、何かしらの違和感を感じながらも、誰にも相談することができない方が増加している。「こころの健康相談」の窓口での対応時間を夜間や休日にも拡大することや、電話だけでなく各種 SNS での支援体制を設けるなど、支援を必要としている人に手が届くような体制の構築すること。また、メンタルヘルスリテラシーが浸透していくよう、より一層の啓発活動を促進すること。

(3) 熱中症対策の推進

- ・区内行事の実施をするに当たり、暑さなどの気候に配慮した日程設定や環境配慮を実施すること。

2. 衛生

(1) 感染症対策の充実

- ・気候変動の影響や国際化の進行により、本来国内では感染が拡大していない感染症の流行が、今後懸念される。新型コロナウイルス感染拡大における区の対応に対して、しっかりと総括を行い、その総括の中で出てくる課題への対応を早急に検討していくこと。
- ・学校・園へのサーベイランスシステムの導入など、子どもの感染を防ぐための体制整備を充実させること。
- ・今回のコロナ感染拡大のような感染症拡大時においても、災害時のような病院間の広域連携を構築すること(二次医療圏内の病院連携や災害コーディネーターの活用など)

(1) ネズミ対策の強化

- ・ネズミ問題が区内繁華街で深刻化している。近隣区や東京都との連携を取りながら、より効果的な手法を継続的に取り組んでいくこと。

(2) 受動喫煙対策の推進

- ・受動喫煙対策の推進に向けて、分煙対策の環境整備を充実するとともに、受動喫煙の害について周知を徹底すること。

3.福祉

(1) オーダーメイドのきめ細かい福祉の推進

・社会が成熟し多様化したことで、福祉に関する社会の考え方も変わってきている。法改正や制度変更が行われ、福祉に係る行政サービスや民間の事業も充実してきているが、利用者側のニーズや状況も一様ではなく、既存の行政サービス等の対象から外れてしまう方などもある。専門職員等のスキルアップや充実、民間との協働等により、個別の事情に寄り添ったオーダーメイドのきめ細かな福祉を推進すること。

(2) 在宅介護・看護へのサポート体制の充実

・小規模多機能型居宅介護や・定期巡回型介護などの充実を促進し、施設と同等レベルの介護が受けられるような在宅サービスを充実していくこと。

・患者のニーズに応じた病院・病床機関の役割分担や、医療機関と介護の間の連携強化など、より効果的、効率的な医療・介護のサービス提供体制を構築すること。(訪問診療や往診体制の充実、地域包括ケア推進のための医療・介護関係者間での電子カルテのや整備など)

・介護従事者の身体的負担の軽減や業務の効率化など、介護従事者が継続して就労するため、新たな技術を活用するなどの先駆的な取り組みを推進すること。

(3) 介護予防サービスの充実

・コロナ禍により外出や人との接触を控える方が増加している。高齢者のスマホ所持率も増加傾向にあることから、ICT 活用の検討を含めたフレイル予防対策を充実するとともに、区有施設を活用し、常設の予約なしで相談が出来る、「スマホの使い方相談窓口」を設置し、デジタルディバイド対応も推進に努めること。

・ウォーキングマップを、ルート検索ができるようデジタル化を進めること。

・高齢者の健康維持やふれあいの場を充実するため、高齢者世帯に限定している対象の拡大や、回数などの見直しを行い、高齢者のふれあい入浴事業を拡充すること。

(4) ダブルケア対策の推進

・中長期的に伴走できるような仕組みの構築を行うこと。

・多様なケアと仕事の両立ができるような事業者に対する啓発や支援を推進すること。

・十分な育児支援を受けられるよう、保育園やこどもクラブの入所審査の際の指数加算を行うこと。

(5) 障害者施設の充実

・グループホームの整備において、より重度の方に配慮した整備に努めること。

・障害者の高齢化に伴う施設整備を推進すること。

・福祉作業所で作る商品のブランド力強化のための取り組みを充実すること。

(6) 障害福祉サービスの充実

・障害福祉サービスの担い手不足解消において、キャリアアップや家賃などの補助を実施するなど人材確保策を早急に実施すること。

- ・障害福祉サービスのボランティアスタッフ確保に向けた対策を充実すること。
- ・障害分野におけるデジタル化を推進するとともに、デジタルディバイド対応も推進に努めること。
- ・普通学級に通う障害児の移動支援の対象拡大を図ること。

(7) 松が谷福社会館の再整備

- ・増加傾向にある療育へのニーズ対応や、子どもから学齢期、若者まで切れ目の無い一貫した支援におけた体制整備を図ること。

(8) 地域福祉を担う人材への支援の充実

- ・民生委員や保護司がやりがいを感じ、長く活発に活動が続けられるような支援を講じていくこと。

(9) 女性の生涯にわたる健康への支援の充実

- ・更年期について区民および区内企業への啓発を行うこと。WLB推進企業認定制度の中でも事例をあげること。
- ・AYA世代で介護保険適用外の方に対するがん患者サポートの充実をすること。
- ・東京都では思春期特有の健康に対応した「東京ユースヘルスケア推進事業」を開始しており、台東区でも都と連携して事業を推進すること。